

日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針

責任投資ユニット

株式会社第一ライフグループ（以下、当社）は、第一生命保険株式会社および第一フロンティア生命保険株式会社（以下「委託元会社」）から受託した責任投資業務において、「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の趣旨に深く賛同し、これを受け入れることを表明します。当社は、委託元会社が定める責任投資に関する方針等に基づきスチュワードシップ活動を実施し、投資先企業の持続的成長および中長期的な企業価値向上に貢献します。当コードの原則1から7について、以下のような方針で取り組みます。

原則1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
■	当社は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く賛同し、本方針および委託元会社が定める責任投資に関する方針・規程等に基づき、機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たします。
■	外部の運用機関に運用委託する際には、運用機関に対してスチュワードシップ活動の実施を要請するとともに、求める原則・事項を明確に示した上で、その実施状況のモニタリングを実施します。
■	当社は、委託元会社から受託する全資産の運用方針・運用プロセスにサステナビリティに関する課題の組み込みを図ることで、中長期的なポートフォリオのレジリエンスを強化します（※）。
※具体的な取組については当社または委託元会社のホームページなどで開示します。	

原則2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
■	当社は利益相反管理方針を定め、利益相反を防止するための体制を整備しています。投資先へのエンゲージメントや議決権行使等、スチュワードシップ活動を行うにあたっては、利益相反が発生しうる局面を特定した上で、当社株主や委託元会社の保険契約者等の利益が不当に損なわれることがないよう方針を定めます。

【スチュワードシップ活動における利益相反管理の方針】

- ・ スチュワードシップ活動の専門組織である責任投資ユニットが、投資先の企業価値の維持・向上やガバナンス向上の観点から、エンゲージメント活動や議決権行使における賛否判断を行います。
- ・ 国内責任投資委員会は、本取組方針や議決権行使基準などの重要な規程の改廃の審議、個別判断を要する重要な議決権行使に関する審議及び、議決権行使結果について利益相反の観点からモニタリングを行います。なお、国内責任投資委員会は、原則として委員の過半数を社外の有識者とするほか、第一生命保険株式会社の利益相反管理を統括する役員である同社コンプライアンス統括部担当執行役員を委員として含むこととします。

(利益相反が発生しうる主な局面)

- ・ 委託元会社又は当社グループ会社との保険契約や投融資等の取引がある投資先へ議決権行使する場合。
- ・ 委託元会社又は当社グループ会社が保険契約への加入や投融資等の取引の提案活動を行っている投資先へ議決権行使する場合。

参考：当社の利益相反管理方針

<https://www.daiichilife-group.com/coi.html>

原則 3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 投資先の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、アナリストによる調査活動やエンゲージメントを通じて投資先の状況を的確に把握するよう努めます。
- 調査活動やエンゲージメントにあたっては、当該企業の経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等、非財務面についても十分な調査を実施し、中長期的な利益成長性や信用力の評価を行います。

原則 4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 中長期的な視点から投資先の企業価値向上を促すため、経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等について、投資先とエンゲージメントを継続的に実施し、認識を共有のうえ、問題の改善に努めます。
- エンゲージメントを踏まえた投資先の課題の進捗状況を定期的にフォローし、追加的なエンゲージメントや情報提供の実施などを通じて、投資先の課題解決を支援します。
- エンゲージメントは当社単独で実施するほか、投資先の持続的成長の観点から建設的なエンゲージメントのあり方を検討のうえ、参加するイニシアティブ等を通じて他の機関投資家と協働することもあります。
- なお、未公表の重要事実に基づくエンゲージメントは実施しません。万一、未公表の重要事実を受領した場合には、社内規程に基づく適切な管理を行います。

※委託元会社が保有する株式数に関する照会については、保有主体である委託元会社へお問い合わせください。

原則 5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 国内責任投資委員会における審議を踏まえて制定した議決権行使基準に基づき、責任投資ユニットが議決権の賛否判断を行います。なお、重要議案においては、国内責任投資委員会における審議および委託元会社の事前承認を経た上で、議決権行使を行います。
- 議決権行使基準については、投資先の中長期的な企業価値の維持・向上の観点から定期的な見直しを実施し、その内容を公表します。
- 国内上場株式の議決権行使結果については集計表形式に加え、個別の投資先及び議案毎の賛否結果を公表します。その際、反対議案については、抵触した議決権行使基準の該当条項を明示するとともに、利益相反

の観点や議決権行使基準等に照らして、特に説明を要すると判断した議案については、賛否を問わずその理由を明示します。

- エンゲージメント対象先の株主総会において議決権行使で反対した場合（反対見込みも含む）には、その理由を対象企業へフィードバックするよう努めます。

※議決権行使基準及び議決権行使結果は、当社または委託元ホームページなどで公表します。

参考：国内上場株式について貸株取引を行う際には、議決権確保に留意し、原則として議決権に係る権利確定日をまたぐ取引は実施しません。例外的に取引を行う場合も一定の貸し出し限度額を定めて実施します。

原則 6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- エンゲージメントや議決権行使などスチュワードシップ責任を果たすための活動状況について、当社または委託元会社のホームページなどにおいて定期的に公表します。

原則 7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 投資先やその事業環境等に関する深い理解に基づいたスチュワードシップ活動を行うため、経営陣が必要な組織構築や専門性の高い人材の育成に対する取組みを推進します。
- スチュワードシップ責任を高いレベルで果たすため、スチュワードシップ活動の継続的な改善に向けて、定期的に自己評価を実施し、その結果を投資先とのエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて当社または委託元ホームページなどで公表します。